

藍鼎元『女學』の研究〔7〕

下見 隆雄

本稿では、前号に続いて「婦徳」上篇の以下の章に関する研究を掲載する。

〔7〕、「去妬之徳」

第四十章、「周南樛木・螽斯」

第四十一、「南國夫人」

第四十二章、「紀季姜」

第四十三章、「晉趙衰妻」

第四十四章、「宋鮑蘇妻」

第四十五章、「漢馬皇后」

〔8〕、「安貧之徳」

第四十六章、「安貧の徳についての立言「張負孫女」

第四十七章、「楚狂接輿妻」・「楚老萊子妻」・「楚陳定妻」

【第四十章】

〔原文〕周南樛木、美后妃也、后妃能逮下、而無嫉妬之心、故衆妾樂其徳、而稱願之、其詩曰、南有樛木、葛藟荒之、樂只君子、福履綏之、南有樛木、葛藟荒之、樂只君子、福履將之、南有樛木、葛藟綦之、樂只君子、福履成之、〔節、樂俱音洛、藟音壘、桑音雷、〕

后妃、不妬忌、而子孫衆多、衆妾又歌螽斯以美之、其詩曰、螽斯羽、詵詵兮、宜爾子孫、振振兮、螽斯羽、薨薨兮、宜爾子孫、繩繩兮、螽斯羽、揖揖兮、宜爾子孫、摯摯兮、言其有是徳、而宜有是福也、〔振音眞、薨音轟、揖音緝、〕 右第四十章、

周南の樛木、后妃を美むるなり。后妃、能く下に逮びて、而して嫉妬の心無し。故に衆妾、其の徳を樂しみて、而して之れを稱願す。其の詩に曰わく、南に樛木有り、葛藟、之れに衆す。樂只の君子は、福履、之れを綏んず。南に樛木有り、葛藟、之れを荒う。樂只の君子は、福履、之れを將く。南に樛木有り、葛藟、之れを綦る。樂只の君子は、福履、之れを成す（一）。〔節なり。樂は、俱に音洛。藟は、音壘。桑は音雷。〕

后妃、妬忌せずして、而して子孫衆多なり。衆妾、又た螽斯を歌いて以て之れを美む。其の詩に曰わく、螽斯の羽、詵詵たり。宜な

り爾の子孫、振あつまりつど振たり。螽斯の羽、薨とふおとす薨たり。宜なり爾の子孫、繩たえらふことなし繩たり。螽斯の羽、揖かひあつまる揖たり。宜なり爾の子孫、蟄おとし蟄たり。言うところ、其の是の徳有りて、而して宜しく是の福有るべきとなり(2)。「振は、音眞。薨は、音轟。揖は、音緝。」 右第四十章、

○資料研究

(1) 『詩經』國風、周南、樛木篇に、「南に樛木有り、葛藟、之れに繫す。樂只の君子は、福履、之れを綏んず。南に樛木有り、葛藟、之れを荒う。樂只の君子は、福履、之れを將く。南に樛木有り、葛藟、之れを繫る。樂只の君子は、福履、之れを成す。」とある。

『詩集傳』に、「后妃、能く下に逮びて、而して嫉妬の心無し。故に衆妾、其の徳を樂しみて、而して之れを稱願して曰わく、南に樛木有り、葛藟、之れに繫す。樂只の君子は、福履、之れを綏んずと。」とある。藍鼎元は、『詩集傳』の解説を切り取って、これを詩の本文に結び付けている。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」藟音屢、藤屬、衆音雷、繫也、

藟は、音屢。藤の屬なり。衆は、音雷。繫なり。

とある。これは樛木篇の文字への注である。各本以下のようなのである。

- ② 藟音〇、藤屬、衆音雷、繫也、
- ③ 藟音屢、藤屬、衆音雷、繫也、
- ④ 藟音屢、〇屬、衆音雷、繫也、
- ⑤ 藟音〇、藤屬、衆音雷、繫也、
- ⑥ 藟音屢、藤屬、衆音雷、繫也、

以上、〇字は、いずれも、文字表現はあるが、判読困難なもの、傍線部分は、いずれも誤刻と思われる。

(2) 『詩經』國風、周南、螽斯篇に、「螽斯の羽、誦誦たり。宜なり爾の子孫、振振たり。螽斯の羽、薨薨たり。宜なり爾の子孫、繩繩たり。螽斯の羽、揖揖たり。宜なり爾の子孫、蟄蟄たり。」とある。『詩集傳』に、「后妃、妬忌せずして、而して子孫衆多なり。故に衆妾、螽斯の羣處・和集して、子孫衆多なるを以て之れを比す。言ふところ、其の是の徳有りて、而して宜しく是の福有るべきとなり。」とある。藍鼎元は、ここでも、ほぼ同様に、『詩集傳』の解説を切り取って、これを詩の本文に結び付けている。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」誦音莘、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、蟄音直多也、

誦は、音莘。和集の貌なり。振は、音眞。盛の貌なり。薨は、羣飛の聲。繩は、絶えざるの貌。揖は、會聚なり。蟄は、音直。多なり。

とある。これは螽斯篇の文字への注である。各本以下のようなのである。

- ② 誦音莘、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、蟄音直、多也、
- ③ 誦音莘、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、蟄音直、多也、
- ④ 誦音莘、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、

螿音直、多也、

⑤ 詠音華、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、

螿音直、多也、

⑥ 詠音辛、和集貌、振音眞、盛貌、薨羣飛聲、繩不絶貌、揖會聚也、

螿音直、多也、

以上、この部分については、異同がほとんど無い。ただ、④の「貝」・「直」、⑥の「辛」のみが異なる。

【第四十一章】

〔原文〕南国夫人、承后妃之化、能不妬忌、以惠其下、故其衆妾、歌小星以美之、其詩曰、

嗇彼小星、三五在東、肅肅宵征、夙夜在公、寔命不同、嗇彼小星、惟參與昴、肅肅宵征、

抱衾與綯、寔命不猶、〔節、嗇胡桂切、〕

是時汜水之旁、媵有待年於國、而嫡不與之偕行者、其後嫡被后妃夫人之化、乃能自悔而迎之、故媵見江水之有汜、而因以起興、其詩曰、江有汜、之子歸、不我以、不我以、其後也悔、江有渚、之子歸、不我與、不我與、其後也處、江有沔、之子歸、不我過、不我過、其嘯也歌、〔節、與去聲、過俱音戈、〕

陳氏曰、小星之夫人、惠及媵妾、而媵妾盡其心、江沔之嫡、惠不及媵妾、而媵妾不怨、蓋父雖不慈、子不可以不孝、各盡其道而已矣、

〔巳音以〕 右第四十一章。

南国夫人、后妃の化を承けて、能く妬忌せずして、以て其の下を惠む、故に其の衆妾、小星を歌いて以て之れを美む。其の詩に曰わく、嗇たる彼の小星、三五として東に在り。肅肅として宵に

征きて、夙夜、公に在り。寔に命、同じからず。嗇たる彼の小星、惟れ參と昴と與にす。肅肅として宵に征きて、衾と綯とを與に抱く。寔に命、猶じからず。(1)〔節なり。嗇は、胡桂の切。〕

是の時、汜水の旁に、媵、年を國に待ちて、而して嫡、之れと與に偕に行かざる者有り。其の後、嫡、后妃夫人の化を被りて、乃ち能く自ら悔いて而して之れを迎う。故に媵、江水の 汜 有るを見て、而して因りて以て興を起こす。其の詩に曰わく、江、汜すること有り。之の子、歸ぐに、我と以にせず。我と以にせざれども、其の後や悔ゆ。江に渚有り。之の子、歸ぐに、我と與にせず。我と與にせざれども、其の後や處んず、江に沔有り、之の子、歸ぐに、我を過ぎららず。我を過ぎらざれども、其の嘯するや、歌す。(2)〔節なり。與は、去聲。過は、俱に音戈。〕

陳氏曰わく、小星の夫人、恵みは、媵妾に及びて、而して媵妾、其の心を盡くす。江沔の嫡、恵みは、媵妾に及ばずして、而して媵妾、怨みず。蓋し、父、慈ならずと雖ども、子、以て孝ならざる可からず。各々、其の道を盡くすのみなり。(3)〔巳は、音以。〕

○資料研究

(1)『詩經』國風、召南、小星篇の『詩集傳』に、「南国夫人、后妃の化を承けて、能く妬忌せずして、以て其の下を惠む、故に其の衆妾、之れを美むること、此くの如し。蓋し衆妾、君に進御するに、敢えて夕に當たらず。星を見て而して往き、星を見て而して還る。故に見る所に因りて以て興を起こす。其の義に於いて取る所無し。特に東に在り公に在りの兩字の相い應ずるに取るのみ。遂に言

いて此くの如くなる所以の者は、其の賦する所の分貴に同じからざる者に由る。是を以て、深く君に御するを得るを以て、夫人の恵みの爲めにして、而して敢えて怨みを往來の勤に致さざるなり。」とある。『女學』は、この初めの部分を切り取って、『詩經』小星篇の原文に結び付けている。「小星」篇の原文には、「嘽たる彼の小星、三五として東に在り。肅肅として宵に征きて、夙夜、公に在り。寔に命、同じからず。嘽たる彼の小星、惟れ參と昴と與にす。肅肅として宵に征きて、衾と裯とを與に抱く。寔に命、猶じからず。」とある。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」嘽音惠、明貌

嘽は、音惠。明かなるの貌なり。

とある。「嘽」については、『詩集傳』は、「毛傳」と同じく、「微貌」としており、『典故列女傳』が、なぜ、あえて「明貌」とするのか理解に苦しむところである。各本以下のようなのである。

②嘽音惠、照貌

③○音惠、照貌

④嘽音惠、照貌

⑤(なし)

⑥嘽音惠、照貌

とある。○字は判読できない。

(2)『詩經』國風、召南、江有汜篇の『詩集傳』に、「是の時、汜水の旁に、媵、年を國に待ちて、而して嫡、之れと與に偕に行か

ざる者有り。其の後、嫡、后妃夫人の化を被りて、乃ち能く自ら悔いて而して之れを迎う。故に媵、江水の汜有るを見て、而して因りて以て興を起こす。言う、江に猶お汜すること有るがごときにして、而して之の子、歸ぐに、我と以にせず。我と以にせずと雖もども、然れども其の後や亦た悔ゆと。」とある。これも、『女學』は、『詩集傳』を取り入れて『詩經』江有汜篇の原文に結んでいる。江有汜篇の原文は、「江、汜すること有り。之の子、歸ぐに、我と以にせず。我と以にせざれども、其の後や悔ゆ。江に渚有り。之の子、歸ぐに、我と與にせず。我と與にせざれども、其の後や處んず、江に沱有り、之の子、歸ぐに、我を過ぎらず。我を過ぎらざれども、其の嘯するや歌す。」とある。後半部分の『詩集傳』には、「沱とは、江の別るる者なり。過とは、我を過ぎりて而して與に俱にするなり。嘯とは、口を蹙して聲を出して以て憤懣の氣を舒ぶるなり。其の悔ゆるの時を言う。歌えば則ち其の處る所を得てしかして樂しむなり。」と述べる。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」媵音閏、從嫁女也、 汜音杞、水流復還也、 渚音主、小洲曰渚、 沱音駝、江別流也、

媵は、音閏。嫁女に従うなり。 汜は、音杞。水、流れて復た還るなり。 渚は、音主。小洲を渚と曰う。 沱は、音駝。江の別に流るるなり。

とある。各本以下のようなのである。

②媵音閏、從○女也、 汜音杞、水流復還也、 渚音主、小洲曰渚、

とある。各本以下のようなのである。

沱音駝、江別流也、

③ 腰音閏、從嫁女也、 汜音杞、水流復還也、 渚音主、小洲曰渚、

沱音駝、江別流也、

④ 腰音潤、從嫁女也、 汜音杞、水流復還也、 渚音主、小洲曰渚、

沱音駝、江別流也、

⑤ (なし)

⑥ 腰音閏、從嫁女也、 汜音汜、水流復還也、 渚音主、小洲曰渚、

沱音駝、江別流也、

とある。⑥本のみは、本文を「汜」に作るから、「汜音汜」と変じたのであろう。○字は判読できない。

(3)『詩經』國風、召南、江有汜篇の後、「江有汜三章、章五句」に付する『詩集傳』に、「陳氏曰わく、小星の夫人、恵みは、腰妾に及びて、而して腰妾、其の心を盡くす。江沱の嫡、恵みは、腰妾に及びずして、而して腰妾、怨みず。蓋し、父、慈ならずと雖ども、子、以て孝ならざる可からず。各々、其の道を盡くすのみなり。」とある。『女學』は、これをそのまま用いている。

父が親として慈愛の対応がなくても、子は、親に対する孝を欠いてはならぬと言う指摘について。孝の実践については、古来、親の慈愛と子の服従・奉仕としての孝が対応して教示されるのが基本的なあたりであるが、親への服従・奉仕を求めるのが、孝の本来の理念であるから、このような要求がその本質部分を明確にすると、命令的・強制的な姿勢を露わにすることは、避けられないであろう。それは、君主の恵みや温情が、民の従順や思慕の情を形成すると、まことしやかに説かれても、それは、最終的には、権力者への絶対服従を要求・強制する本質的體質を基盤としているのと同じことである。

ある。父・子について、例えば、『呂氏春秋』行論篇には、「父、無道なりと雖も、子、敢えて父に事えざらんや。」というし、孔安國の『古文孝經』の序に、「父、父たらずと雖も、子、子たざるべからず。」という。時代が降っても、明の仁孝文皇后『内訓』慈幼篇には、「慈ならざる者あるとき、則ち下豈に以て孝ならざる可けんや。」という。また、『孟子』萬章上篇にも見えるように、「父母の之れを愛すれば、喜びて而して忘れず。父母、之れを惡めば、勞して而して怨みず。」とある舜の場合のように、親が、結果として、どんなに横暴・無慮な対応をしても、これに服従し己を空しくして仕えるのが賞賛される子の姿であったのである。また、子が、親に対して、一方的に服従姿勢を貫くべきであるとする教示については、例えば、『禮記』内則篇に、「父母に過ち有れば、氣を下し色を怡ばしめ、聲を柔かにして以て諫む。……父母、怒り説ばずして、而して之れを撻ちて、血を流すとも、敢えて疾怨せず。起に敬し起に孝す。」とある。

【第四十二章】

〔原文〕魯桓公、八年冬十月、祭公逆王后于紀、九年春、紀季姜歸于京師、胡氏傳曰、往逆則稱王后、既歸何以書季姜、自逆者而言、則當尊崇其匹、內主六宮之政、使妃妾不得以上僭、故從天王所命、而稱王后、示天下之母儀也、自歸者而言、則當膠屈逮下、使夫人嬪婦、皆得進御于君、而無嫉妬之心、故從父母所子、而稱季姜、化天下以婦道也、〔傳去聲〕 右第四十二章、

魯の桓公、八年、冬十月。祭公、王后を紀に逆う。九年、春、紀の季姜、京師に歸ぐ。胡氏傳に曰わく、往きて逆うれば、則ち王后

と稱す。既に歸ぐに、何を以て季姜と書すや。逆うる者自りして而して言えは、則ち當に其の匹つがひを尊崇すべし。内には、六宮の政を主どりて、妃姜をして以て上僭するを得ざら使む。故に天王の命ずる所に從いて、而して王后と稱して、天下の母儀なるを示すなり。歸ぐ者自りして而して言えは、則ち當に僭屈して下に速ぶべし。夫人・嬪婦をして、皆な君に進御するを得使めて、而して嫉妬の心無し。故に父母の子とする所に從いて、而して季姜と稱す。天下を化するに婦道を以てするなり。(一)「傳は、去聲。」右、第四十二章。

○資料研究

(一)『春秋胡氏傳』卷五、桓公中、「經」に「九年春、紀季姜歸于京師、」とあり、「傳」に「往きて逆うれば、則ち王后と稱す。既に歸ぐに、何を以て季姜と書すや。逆うる者自りして而して言えは、則ち當に其の匹を尊崇すべし。内には、六宮の政を主どりて、妃姜をして以て上僭するを得ざら使む。故に天王の命ずる所に從いて、而して王后と稱して、天下の母儀なるを示すなり。歸ぐ者自りして而して言えは、則ち當に僭屈して下に速ぶべし。夫人・嬪婦をして、皆な君に進御するを得使めて、而して嫉妬の心無し。故に父母の子とする所に從いて、而して季姜と稱す。天下を化するに婦道を以てするなり。其の詞の抑揚・上下・進退・先後、各々當たる所有りて、而して相い悖らず。皆な、正始の道、王化の基にして、春秋の謹しむ所なり。」とある。

この「經」に対する『左氏傳』は、「凡そ諸侯の女、行するに、唯だ王后のみ書す。」と述べる。諸侯が女を嫁するのは、常時だから、特別に書することはないのであるが、諸侯の女が天子に嫁いで王后

となる場合には、王后は天下の母となるから、書しないわけにはいかないのである。また、『公羊傳』は、「紀の季姜、京師に歸ぐと。其の辭、成れるなり。さすれば則ち紀の季姜と稱するは何ぞ。我自らして紀と言う。父母の、子に於ける、天王の后と爲ると雖も、猶ほ吾が季姜と曰えるがごとし。」という。これは、既に聘して王后となつたのに、なぜ紀季姜と稱するのかを指摘したものである。紀は、魯国より云つたもので、季姜は、父母よりする呼称である。季姜が、天王の后となつても、父母を圧倒することはできない。だから父母が吾が季姜と呼ぶ言ひ方をしたのである。『白虎通義』第三卷、「王者不臣」に、「妻の父母を臣とせざるは何ぞ。妻なる者は、己と與に一體にして、恭しく宗廟を承く。其の歡心を得て、上は先祖を承け、下は萬世に繼ぎ、無窮に傳えんと欲す。故に臣とせざるなり。」とあり、「春秋に曰く、紀の季姜、京師に歸ぐと。父母の子に於ける、王后と爲ると雖も、尊は、父母に加えず、王者も臣とせざるを知る。」という。

【第四十三章】

「原文」晉趙衰之妻、文公女也、曰趙姬、文公爲公子時、与衰奔狄、狄人入其二女叔隗季隗、公以叔隗妻衰、生盾焉、及反國、復以趙姬妻之、生原同屏括矣、趙姬請迎盾于狄、衰不敢、姬曰、不可、夫得寵而棄舊、非義、安新而忘故、無恩、與人勤于厄難、富貴而不顧、無禮、失此三者、何以使人、雖妾亦無以侍巾櫛矣、衰許諾、乃迎叔隗與盾來、姬以盾爲賢、請立爲嫡、使三子下之、以叔隗爲內子、身親下之、及盾爲正卿、思姬之恩、請于公、

以姫之中子屏括爲公族大夫、「隗五委切、妻衰妻之二妻俱去聲、復扶又切、難去聲。」 右第四十三章、

晉の趙衰の妻は、文公の女なり。趙姫と曰う。文公、公子爲りし時、衰と與に狄に奔る。狄人、其の二女叔隗・季隗を入る。公、叔隗を以て衰に妻わす。盾を生めり。國に反るに及びて、復た趙姫を以て之れに妻わす。原同・屏括を生めり。趙姫、盾の母を狄より迎へんことを請う。衰、敢えんぜず。姫曰わく、可ならず。夫れ寵を得て而して舊を棄つるは、義に非ず。新に安んじて而して故を忘るるは、恩無し。人と與に厄難に勤めて、富貴にして而して顧みざるは、禮無し。此の三者を失えば、何を以てか人を使わん。妾と雖も亦た以て巾櫛を侍する無けん。衰、許諾す。乃ち叔隗と盾とを迎へ來たらしむ。姫、盾を以て賢と爲し、立てて嫡と爲さんことを請う。三子をして之れに下ら使め、叔隗を以て内子と爲し、身、親ら之れに下る。盾、正卿と爲るに及びて、姫の恩を思いて、公に、親らの中子屏括を以て公族大夫と爲さんことを請う。（1）「隗は、五委の切。妻衰・妻之二妻（2）は、俱に去聲。復は、扶又の切。難は、去聲。」 右、第四十三章。

○資料研究

（1）劉向『列女傳』賢明篇に、「晉の趙衰の妻」があり、その伝記を、「晉の趙衰の妻は、晉の文公の女なり。趙姫と號す。初め、文公、公子爲りし時、趙衰と與に狄に奔る。狄人、其の二女叔隗・季隗を公子に入る。公、叔隗を以て趙衰に妻わす。盾を生めり。國に反るに及びて、文公、其の女趙姫を以て趙衰に妻わす。原同・屏括・樓嬰を生めり。趙姫、盾と其の母とを迎えて而して之れを納れ

んことを請う。趙衰、辭して而して敢えんぜず。姫曰わく、可ならず。夫れ寵を得て而して舊を忘るるは、義を舍つ。新を好みて而して故を煖るは、恩無し。人と與に險厄に勤めて、富貴にして而して顧みざるは、禮無し。君、此の三者を棄つれば、何を以てか人を使わん。妾と雖も亦た以て巾櫛を侍執する無けん。詩に「云わすや、葑を採り、菲を採るに、下體のみを以てする無かれ。德音、違ふこと莫くんば、爾と及に死を同じうせん」と。人と與に寒苦を同じうすれば、小過有りとも雖も、猶お之れと與に死を同じうして而して去らず。況や新に安んじて而して舊を忘るるに於いておやと。又た曰わく、爾の新婦に讎んじて、我を屑しとして以いずと。蓋し、之れを傷むなり。君、其れ之れを逆えよ。新を以て舊を廢つる無かれと。趙衰、許諾す。乃ち叔隗と盾とを迎へ來たらしむ。姫、盾を以て賢と爲し、立てて嫡子と爲さんことを請う。三子をして之れに下ら使め、叔隗を以て内婦と爲し、姫、親ら之れに下る。盾、正卿と爲るに及びて、趙姫の讒恩を思いて、公に、姫の中子屏括を以て公族大夫と爲さんことを請う。曰わく、君は、姫氏の愛子なり。君が姫氏微かりせば、則ち臣は狄人なり。何を持って此に至らんや。成公、之れを許す。屏括、遂に其の族を以て公族大夫と爲る。君子謂う、趙姫、恭にして而して讓有り」と。詩に曰わく、温温たる恭人、維徳の基と。趙姫を之れ謂うなり。」とまとめている。また、「頌」に、「趙衰の姫氏、制行、分明なり。身は、尊貴なりと雖も、偏房を妒せず。躬ら叔隗に事えて、子盾を嗣と爲す。君子、之れを美む。厥の行、孔だ備われり。」とする。

『女學』では、特に、傍線部分の表現が異なっている。藍鼎元は、話の必要部分を紹介するべく、かなり表現も変え、不要部分を削除

して、独自にまとめなおしている。しかし、どうしたことか、三子の内、「樓嬰」を落としている。この話は、本来、『春秋左氏傳』僖公二二・二四年、宣公二年、また、『史記』趙世家などに見えている。これらを基に、劉向が独自にまとめたものである。これに関する詳細な考証については、拙著『劉向「列女傳」の研究』（東海大学出版会、一九八九）の「研究篇」、卷二、「賢明「晉趙衰妻」」を参照されたい。

後世、この話に注目し、紹介するものに、司馬光『家範』卷九「妻下」や明代、呂坤『閨範』卷四、「嫡妾之道」、『仇英繪圖汪氏列女傳』卷二など、また、清代に、『賢媛圖說』、「賢婦」、康基淵『女學纂』卷下「嫡妾」などがある。正妻が、夫が関わった女性とその間に生まれた子を尊重する話は、子孫の繁多と家の繁栄を前提として、妾を承認し、正妻の嫉妬を牽制した儒家家族制においては、誠に都合の良い伝記説話であった。

司馬光『家範』には、「晉の趙衰、文公に従いて狄に在り。狄女叔隗を取とる。盾を生めり。文公、國に返りて、女趙姫を以て衰に妻わす。復た原同・屏括・樓嬰を生めり。趙姫、盾と其の母とを逆えんことを請う。衰、辭して敢えんぜず。姫曰わく、可ならずと。寵を得て而して舊を忘るるは、義ならず。新を好みて而して故を慢るは、恩無し。人と與に險阨に勤めて、富貴にして而して顧みざるは、禮無し。此の三者を棄つれば、何を以てか人を使わん。必ず叔隗及び盾とを逆え來たらしめよと。姫、盾を以て才固と爲し、公に請いて、以て嫡子と爲す。而して其の三子をして之れに下ら使め、叔隗を以て内子と爲し、而して己は、之れに下る。」とまとめる。司馬光もかなり独自に資料処理をしている。特に、『列女傳』では、「晉

の趙衰の妻」を紹介する文から初めるが、この部分を簡潔にし、晉の趙衰を紹介するかたちに作り変えている。

呂坤『閨範』では、「趙姫は、晉の文公の女なり。初め、文公、公子爲りし時、趙衰と與に狄に奔る。狄人隗氏、二女を入る。公、季隗を納れ、叔隗を以て衰に妻わす。盾を生めり。國に反るに及びて、文公、又た女趙姫を以て之れに妻わす。原同・屏括・樓嬰を生めり。趙姫、盾と其の母とを迎えんことを請う。趙衰、敢えて従わず。姫曰わく、可ならず。夫れ寵を得て舊を忘れ、富室に安んじて而して賤交を棄つれば、何を以てか人を使わん。妾と雖も亦た以て巾櫛を待する無けん。詩に云わすや、葑を采り菲を采るに、下體のみを以てする無かれと。故舊の情、小過を念わず。況や好みを同じくするおやと。又た曰わく、爾の新婚に謀ぎて、我を肩かたしとして以いずと。夫道の薄きを傷むなり。君、其れ之れを逆えよ。衰、乃ち叔隗と盾とを逆え來たらしむ。姫、盾を以て賢と爲し、立てて嫡子と爲さんことを請う。三子をして之れに下ら使め、叔隗を以て内婦と爲し、己は、之れに下る。」とまとめる。これも独自に資料処理をしている。「趙姫」を「晉の文公の女」として紹介することから初めるのも、司馬光と異なる。

呂坤は、伝記紹介に続けて、趙姫を次のように評する。すなわち、「婦人、能く妾を容るれば足れり。況や、身自ら妾と爲るおや。況や、公女を以てして、而して狄人の女を妾とするおや。況や、子を以て庶子と爲して、而して狄人の子を嫡とするおや。趙姫の賢なる、古今、一人なるのみ。」という。

因みに、司馬光『家範』卷九、「妻下」には、初めに、妾の制度に関して次のような論を掲げる。すなわち、「禮に、天子より命士

に至るまで、媵妾、皆な數有りて、惟だ、庶人のみは之れ無し。之れを匹夫・匹婦と謂う。是の故に、闕離に、后妃の、樂しみて淑女を得て以て君子に配し、窈窕を慕い賢才を思いて而して傷淫の心無きを美む。樛木・螽斯・桃夭・芣苢・小星に至るまで、皆な妬忌の行ない無きを美む。文母の十子。衆妾の百斯の男。此れ周の興くる所以なり。詩人、之れを美む。然らば則ち、婦人の美は、妬せざるに如くは無きなり。」とある。

『仇英繪圖汪氏列女傳』卷二は、劉向『列女傳』の資料を用いる。汪氏の評として、「子餘（趙衰）の勲、晉廷の柱礎なり。既に叔隗を納れて子盾を生めり。人と與に患を同じくして、安樂にして而して之れを棄つること、義なるか、不義なるか。倘し、卿に宜しく三妻有りて、而して是れに縁りて君の欲に狗うを得べしと曰うなれば、則ち、君の女、固より人に下る可き者に非ず。其の、敢えて迎えずして而して後に辭せん與りは、昏を先に辭して以て夫婦父子の義を成すに孰若ぞ。向に趙姫の賢恭にして而して讓ること有るに非ざれば、則ち、十九年の辛勤なり。老婦、恨みを飲んで以て木に就くを免れず。而して宣孟（趙盾）忠なりと雖も、安くんぞ能く狄人なるを以て自ら身を晉室青雲の上に致さんや。公族大夫の擧報も、其れ稱い難きなり。」という。偏狭なる自己主張を用いなかつた趙姫の賢恭が、己自身を救い、家の平安と子孫の繁栄を招いたことを讃える。

『女學纂』は、司馬光『家範』の資料を用い、次のような評言を付する。「惟れ妬嫉の心無し。故に言う所行なう所、禮に中たらざる無し。其の叔隗に讓れる者は一時なれども、而れども趙姫の名は、遂に千古に傳われり。」という。

(2)「二妻」を、③・④・⑥にては、「三妻」に作る。

②『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」文公既以叔隗妻衰、生盾、復以姫妻之、此何心也、使姫不賢、文公其何以處之、乃姫身下叔隗、使子下盾、不獨衰幸、文公幸也、

文公、既に叔隗を以て衰に妻わして、盾を生めるに、復た姫を以て之れに妻わす、此れ何の心ぞや。使し姫、賢ならざれば、文公、其れ何を以てか之れに處せん。乃ち姫、身は叔隗に下り、子をして盾に下ら使む、獨り衰の幸いのみならず、文公の幸いなり。

とある。『典故列女傳』翻刻者による趙姫への評言である。頭注部分は、おおむね文字の読みや意味を紹介するが、このようにときどき伝記や人物への論評を掲げる。各本、以下のものである。

② 文公既以叔隗妻衰、生盾、復以姫妻之、此何心也、使姫不賢、文公其何以處之、乃姫身下叔隗、使子下盾、不獨衰幸、文公幸也、

③ 文公既以叔隗妻衰、生盾、復以姫妻之、比何心也、使姫文賢、文公其何以處之、乃姫身下叔隗、使子下盾、不獨衰幸、文公幸也、

④ 文公既以叔隗妻衰、生盾、復以姫妻之、比何心也、使姫不賢、文公其何以處之、乃姫具下叔隗、使子下盾、不獨衰幸、文公幸也、

⑤ (無欠落)

⑥ 文公既以叔隗妻衰、生盾、復以姫妻之、此何心也、使姫女賢、文公其何以處之、乃姫身下叔隗、使子下盾、不獨衰幸、文公幸也、

櫛音直、

以上、②が異同無い他は、傍線部に誤字と思われるものが認められる。⑥のみは、「櫛は、音直。」を補う。他本と異なっている。

⑥は、他の個所でも、②と⑤とやや異なる場合がある。他本で誤字のまま刻するものを、独自に改めることがあるのである。

【第四十四章】

〔原文〕女宗者、宋鮑蘇妻也、蘇仕衛三年而他娶、女宗獨養姑不衰、媼謂之曰、夫子有外

好矣、何不去也、女宗曰、吾聞婦以專一爲貞、以善從爲順、貞順者、婦人所寶、豈以專夫

室之愛爲善哉、若抗夫室之好、苟以自榮、則吾未知其善也、夫禮、天子妻妾十二、諸侯九、卿大夫三、士二、今吾夫固士也、其有二不亦宜乎、且婦有七去、妬爲之首、吾媼不匡我以禮、而使吾爲見棄之行、非所聞也、宋公聞之、表其閭曰女宗、〔養去聲、好俱去聲、行去聲〕

右第四十四章、

女宗なる者は、宋の鮑蘇の妻なり。蘇、衛に仕えて三年にして、而して他に娶る。女宗、獨り姑を養いて衰えず。媼、之れに謂いて曰わく、夫子、外に好有るなり。何ぞ去らざるやと。女宗曰わく、吾聞く、婦は一を專にするを以て貞と爲し、善く従うを以て順と爲す。貞順なる者は、婦人の寶とする所なり。豈に夫室の愛を専らにするを以て善と爲さんや。夫室の好を抗いて、苟しくも以て自ら榮あらんとするが若きは、則ち吾未だ其の善なるを知らざるなり。夫れ禮、天子は、妻妾十二。諸侯は九。卿大夫は三。士は二なり。今、吾が夫、固より士なり。其の二有るも、亦た宜ならずや。且つ、婦に七去有りて、妬は、之れが首と爲す。吾が媼、我を匡すに禮を以てせずして、而して吾をして棄て見るの行ないを爲さばめんとす。聞く所に非ざるなり。宋公、之れを聞きて、其の間に表

して女宗と曰う(1)。「養は、去聲。好は、俱に去聲。行は、去聲。」
右、第四十四章。

○資料研究

(1)「固士」を、③にては、「固士」に作る。

劉向『列女傳』賢明篇の、「宋の鮑の女宗」に、「女宗なる者は、宋の鮑蘇の妻なり。蘇、衛に仕うることを三年にして、而して外妻を娶る、女宗、姑を養いて愈々敬む。往來する者に困りて其の夫を請問するに、外妻に賂遺すること甚だ厚し。女宗の媼、謂いて曰わく、以て去る可きなりと。女宗曰わく、何の故ぞと。媼曰わく、夫の人、既に好する所有り。子、何ぞ留まるやと。女宗曰わく、婦人、一たび醜すれば改めず。夫、死しては嫁がず。麻枲を執り、絲蠶を治め、紵を織り、紉を組み、以て衣服を供して、以て夫室に事う。酒醴を澂澂し、饋食を羞し、以て舅姑に事う。一を專にするを以て貞と爲し、善く従うを以て順と爲す。豈に夫室の愛を専らにするを以て善と爲さんや。淫意を以て心と爲し、而して夫室の好を扼るが若きは、吾、未だ其の善なるを知らざるなり。夫れ禮、天子は十二。諸侯は九。卿大夫は三。士は二なり。今、吾が夫、誠に士なり。二有るも、亦た宜ならずや。且つ、婦人に七つの去ら見るの道有りて、夫れ一として去るの義無し。七去の道、妬をば正に首と爲す。淫僻、竊盜、長舌、驕、侮、無子、惡病、皆な其の後に在り。吾が媼、吾に教うるに居室の禮を以てせずして、而して反りて吾をして棄て見るの行ないを爲さばめんと欲す。將た安くんぞ此れを用いる所ならんと。遂に聽かず。舅に事うること愈々謹む。宋公、之れを聞きて、其の間の表し、號して女宗と曰う。君子謂う、女宗、

謙にして而して禮を知ると。詩に云う、儀を令くし色を令くし、
 小心、翼翼。故訓、是れ式り、威儀、是れ力むと。此れを之
 れ謂うなり。」とある。傍線部分の表現は、『女學』と異なる。藍
 鼎元は、基本的には、劉向『列女傳』に依つたのであるが、原資
 料を練り直して、独自の観点でまとめている。「頌」に、「宋の鮑
 の女宗、禮を好み理を知る。夫に外妻有れども、爲めに己を變ぜず。
 婦道を稱引して、其の姒に聽かず。宋公、之れを賢とし、其の間里
 に表す。」とある。

後世、この話に注目し、紹介するものに、司馬光『家範』卷九「妻
 下」や明代、呂坤『閨範』卷四、「嫡妾之道」、「仇英繪圖汪氏列
 女傳」卷二など、また、清代に、『賢媛圖說』、「賢婦」、康基淵『女
 學纂』卷下「嫡妾」などがある。司馬光『家範』卷九に載せるもの
 は、次のようである。すなわち、「女宗なる者は、鮑蘇の妻なり。
 既に入りて姑を養うこと甚だ謹む。鮑蘇、去りて、而して衛に仕え
 て三年にして、而して外妻を娶りたり。女宗の姑を養うこと愈々謹
 む。往來する者に因りて鮑蘇を請問するに、輟めずして外妻に路遺
 すること甚だ厚し。女宗の姒、女宗に謂いて曰わく、以て去る可き
 なりと。女宗曰わく、何の故ぞと。姒曰わく、夫の人、既に好する
 所有り。子、何ぞ留まるやと。女宗曰わく、吾聞く、婦人は、一を
 專にするを以て貞と爲し、善く従うを以て順と爲す。貞順なる者は、
 婦人の寶とする所なり。豈に夫室の愛を専らにするを以て善と爲さ
 んや。夫室の好を抗いて、苟しくも以て自ら榮あらんとするが若き
 は、則ち吾未だ其の善なるを知らざるなり。夫れ禮、天子は、妻妾
 十二。諸侯は九。大夫は三。士は二なり。今、吾が夫、固より士な
 り。其の二有るも、亦た宜ならずや。且つ、婦人に七去有り。七去

の道、妬をば、正しく首と爲す。姒、吾に教うるに居室の禮を以て
 せずして、而して反りて吾をして棄て見るるの行ないを爲さ使めん
 とす。將た安くんぞ此れを用いんやと。遂に聽かずして、姑に事う
 ること、愈々謹む。宋公、聞きて、而して之れを美しとして、其の
 間に表して、號して女宗と曰う。」とある。司馬光も基本的には、
 劉向『列女傳』の資料に依つて、更に表現を増減して独自にまとめ
 ている。ただ、興味深いのは、藍鼎元は、やはり、独自にまとめ
 いるのであるが、いささか、司馬光『家範』に目を通してゐる様子
 がうかがえることである。すなわち、「夫室の好を抗いて、苟しく
 も以て自ら榮あらんとするが若きは、則ち吾未だ其の善なるを知ら
 ざるなり。」や、「天子は、妻妾十二。」などは、劉向『列女傳』に
 見えぬ表現であり、これは、司馬光独自のまとめかたであると思わ
 れるのに、藍鼎元はこれを採用してゐるのである。

次に、呂坤『閨範』卷四に載せるものには、「女宗なる者は、宋
 の鮑蘇の妻なり。鮑蘇、衛に仕えて三年にして、而して外妻を娶る。
 女宗、姑を養うこと甚だ謹む。往來の人に因りて其の夫を問ようか候
 するに、外妻に路遺すること甚だ厚し。其の嫂曰わく、夫の人、既
 に好する所有り。子、何ぞ留まるやと。女宗曰わく、婦人は、一た
 び醜すれば改めず。衣服を供して、以て夫子に事う。酒食を精して、
 以て舅姑に事う。一を專にするを以て貞と爲し、善く従うを以て順
 と爲す。豈に夫の室を専らにするを以て善と爲さんや。夫の愛する
 所を忌む、是れを貪淫と謂う。婦徳の耻なり。夫れ禮、天子は十二。
 諸侯は九。卿大夫は三。士は二なり。今、吾が夫、誠に士なり。二
 有るも、亦た宜ならずや。且つ、婦人の七去、妬は、正しく一に居
 る。嫂、吾に教うるに居室の善を以てせずして、而して吾をして棄

つ可きの行ないを爲さ使めんと欲するやと。聽かず。宋公、之れを聞きて、其の間に表して女宗と曰う。」とある。劉向『列女傳』に基づいたであろうが、適当に削除して、これも独自に、簡潔にまとめあげている。「夫の愛する所を忌む、是れを貪淫と謂う。婦徳の耻なり。」などは、独特のまとめといえそうである。後に、康基淵『女學纂』は、『閨範』によつて、「女宗」の伝記紹介をしている。

呂氏は、「女宗」を次のように評する。「女は、美惡と無く、宮に入れば妬を見わす。此れ婦人の常性なり。女宗、夫の外妻に於ける、直に妬せざるのみならず、又た之れを厚遇し、是れを以て相い與す。而して、夫、其の賢に感ぜず、妾、其の徳を樂しまずして、以て一家の和氣を醸す者、未だ之れ有らざるなり。婦人の法とす可し。」と。

『仇英繪圖汪氏列女傳』卷二には、この伝記を、前の「晉の趙衰の妻」の場合と同様に、劉向『列女傳』によつて紹介する。その汪氏の評に、「女宗の言、善きなり。其の、婦は、蚕織を事とし饋食を差めて、專一を以て貞と爲し、順従を以て正と爲して、而して夫の愛を専らにするを以てせずと云うを、善と爲す。夫の分義に明かにして深く禮意を識るに匪ずんば、安くんぞ能く是の言を爲さんや。且つ謂う、其の夫、士なれば、禮にて、宜しく二妻有るべくして、而して、七去の條、妬むは正しく首と爲すと。是れ何ぞ人の怨を待ちて、而して己を律するの嚴ならんや。善く其の夫に歸せんと欲すれば、則ち過ぎて其の己に歸せんと欲するなり。一言一行は、壺に模とし閨に範とす。號して女宗と稱すること、虚ならざるなり。宋公、厥の宅里に表し、善を彰して之れが聲識を樹つるは、民に風する所以なるかな。」という。女性を、その厳しい自己抑制において

讚える。

『女學纂』は、「此の賢妻有るに、而るに、夫、外に娶る。女や爽わず、士、其の行ないに貳す。然れども、女子爲る者は、宜しく女宗と爲りて芳を流すべし。母は、爲めに獅吼して而して遺臭す。」と評する。やはり女宗の我慢を讚えるが、夫が外妻を娶つたことへの、やや批判的な視点が示されて興味深い。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」婦以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、婦は、貞順を以て善と爲す。女宗、能く之れを言えるは、寶とする所を知ればなり。嫺、之れを聞きて、能く顔を赧らむる無からんや。

とある。ここも、評論を掲げる。各本以下のものである。

- ② 婦以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、
 - ③ 婦以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、
 - ④ 婦以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、
 - ⑤ 婦以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、
 - ⑥ 如以貞順爲善、女宗能言之、知所寶矣、嫺聞之、能無赧顔、
- 「赧顔」の異同が目に付く。⑥における「如」と「非」の誤字には、理解に苦しむ。

【第四十五章】

「原文」漢馬皇后、接待同列、如承至尊、先人後己、發于至誠、是時後宮未有妊育者、后言繼嗣當及時而立、薦達左右、如恐弗及、後

宮或進見、輒奉養慰納之、其寵益進者、與之愈隆、「節、妊音任、養去聲。」

順帝梁貴人、嘗特被引御、從容辭曰、夫陽以博施爲德、陰以不專爲義、願陛下思雲雨之均澤、小妾得免于罪、帝由是賢之、立爲后、

〔從倉紅切〕

右第四十五章、

漢の馬皇后、同列に接待すること、至尊を承くが如く。人を先にし己を後にすること、至誠に發す。是の時、後宮に未だ妊育する者有らず、后、繼嗣、當に時に及びて而して立つべしと言いて、左右を薦達して、及ば弗るを恐るるが如し、後宮、進見するもの或るときは、輒ち之れを奉養し慰納す。其の寵の益々進む者には、之れに與むこと愈々隆んなり(一)。「節なり。妊は、音任。養は、去聲。」

順帝の梁貴人、嘗て特り引御を被る。從容として辭して曰わく、夫れ陽は、博く施すを以て徳と爲し、陰は、専らにせざるを以て義と爲す。願わくは陛下、雲雨の均澤なるを思い。小妾をば、罪より免るるを得しめよと。帝、是れに由りて之れを賢とし、立てて后と爲す(2)。「從は、倉紅の切。」 右、第四十五章。

○資料研究

(1) 馬皇后の伝記は、本篇の後の第五十四章、また、「婦容」篇の第二十七章にも紹介される。『後漢書』皇后紀第十上に、「明德馬皇后、諱は某、伏波將軍援の小女なり。少くして父母を喪う。…是れに由りて后に選ばれて太子の宮に入る。時に年十三、陰后に奉承し、同列に傍接す。禮則是脩備し、上下は之れに安んず。遂に寵異せ見れて、常に後堂に居る。顯宗(明帝)、即位して、后を以

て貴人と爲す。時に、後の前母の姉買氏も亦た選ばれるを以て入りて、肅宗(章帝)を生む。帝、后に子無きを以て、命じて之れを養わ令む。謂いて曰わく、人、未だ必ずしも當に自ら子を生むべからず。但だ愛養の至らざるを患うのみと。后、是れに於いて心を盡くして撫育し、勞悴すること生む所に過ぐ。肅宗も亦た孝性・淳篤にして、恩性は天至なれば、終始、繼介の間すら無し。」とあり、続いて、ここに当たる部分として、「后、常に皇嗣の未だ廣からざるを以て、毎に憂歎を懷く。左右を薦達して、及ばざるを恐るるが如し。若し後宮に、進見する者有れば、毎に慰納を加う。若し數々寵引せらるるときは、輒ち増々隆遇す。」とある。『續列女傳』の明德馬皇后も、ほぼこれに同じく、「后、常に皇嗣の未だ廣からざるを以て、毎に憂歎を懷く。左右を薦達して、及ばざるを恐るるが如し。後宮に、進見する者有れば、毎に慰納を加う。若し數々寵引せらるるときは、輒ち増々隆くす。」とある。傍線部のみ『後漢書』と異なる。藍鼎元は、これらを参照したかも知れないが、まとめはやや異なる。そこで、以下の資料を点検してみよう。

袁宏『後漢紀』卷九孝明皇帝紀上の、これに相当する部分に、「年十三、選ばれるを以て太子の家に入る。同列に接待すること、貴尊を承くが如く。人を先にし己を後にすること、至誠に發す。是れに由りて寵せ見る。…時に後宮に、未だ妊育する者有らず、嘗て言う、繼嗣、當に以て位すべしと。左右を薦達して、及ば弗るを恐るるが如し、其の寵せ見る者には、之れに恩を與うること隆んにして、未だ嘗て侍御に與らざる者に私語せず。其の防閑にして慎微なること、皆な此の類なり。」とある。

『御覽』一三七や『類聚』一五引の司馬彪『續漢書』の、これに相当する部分は、「建武二十八年、年十三、選ばるるを以て太子の宮に入る。同列に接待すること、至尊を承くるが如く。人を先にし己を後にすること、至誠に發す。是れに由りて寵せ見る。是の時、後宮に、未だ妊育する者有らず、常に言う、繼嗣、當に以て時に立つべしと、左右を薦達して、惟だ、及ば弗るを恐る。」とある。

以上、藍鼎元は、表現から見て、袁宏『後漢紀』や司馬彪『續漢書』を資料にした可能性が高いように思われる。

後世、この「明德馬后」を『列女傳』の枢要資料とするものは多い。ただし、評価の視点は少しずつ異なるようである。皇后としての全体的な功績を紹介し讃えるものが本流とすべきであろうか。『女學』も、下の「恭儉之德」に、「漢明帝皇后」(第五十四章)として掲げる。関連する文献等は下に紹介する。

司馬光『家範』卷九、「妻下」は、『女學』のこの「第四十五章」とほぼ同じ視点でこれを掲げている。すなわち、「明德馬皇后、伏波將軍援の女なり。年十三、選ばれて太子の宮に入る。同列に接待すること、人を先にし己を後にす。此れに由りて寵せ見る。帝、即位するに及びて、皇嗣、未だ廣からざるを以て、毎に憂嘆を懷く。左右を薦達して、及ばざるを恐るるが若し。後宮に、進見する者有れば、毎に慰納を加う。若し數々寵引せらるるときは、輒ち増々隆遇す。未だ幾ばくならずして、立ちて皇后と爲る。」とある。そして、これを評して、「是れ知る、婦人、妬せざれば、則ち益々君子の賢とする所と爲る。寵を専らにし自私せんと欲すれば、則ち愈々疎んぜらる。其の識慮に遠近有るの故に由るなり。」という。

呂坤『閨範』卷三、「婦人の道」は、最初にこれを掲げる。ただ

し、その后妃としての不嫉に言及せず、むしろ、全体的な功績に触れて、独自に簡潔にまとめ、外戚の専横を抑え、己を約して天下の母としての責を全うした点に注目する。これに関する呂氏評言には、「士庶人の女、其の親しむ所に私せざるは莫し。況や太后なるおや。明德、田竇五王の横を懲らし、外家を裁抑して、封侯なら令めず。身は天下の母爲りて、而して大練の衣を衣し、三昧の膳無し。敦く節儉して以て天下の先と爲る。甚だしくは盛徳なるに非ざるに、何ぞ能く恩を割き怨みに任じ、己を約して人を率いること此くの如くなるや。吾、首に之れを録して、以て婦道の倡と爲さん。」とある。

『仇英繪圖汪氏列女傳』卷四は、後の伝記を、『後漢書』によつて、その終始を紹介する。后妃としての不嫉にも言及するが、これに限定せず、むしろ、全体的な功績を評価する。汪氏評言は、「顯宗、宮教、頗る修まる。后妃を冊建するに、必ず令徳を先にして、而して色を以て授けず。明德の立つる、賢を一時に稱せられ、躬ら儉約を行なうこと、天下に率先す。而して中外、靡然として風に從う。顯宗の寵敬、終始衰えず、肅宗の誠孝、始終間無しと雖も、而れども後の忠順・慈愛、一日なるが如きなり。諸れ具さに論ずるに暇あらず。即ち外家を裁制して、一たび西京の夙蠶を節釐して、以て亂の後に階まるを杜塞す。是れに於いてか人に一等を加うるなり。向令、子若しくは孫の、世々に其の教えを守るなれば、則ち卯金の天下、豈に亂と亡と有るならんや。」という。

◎『典故列女傳』頭注部分
「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」妊音任、平聲、孕也、
妊は、音任。平聲なり。孕むなり。

とある。「漢馬皇后」の「妊育」への注であろう。各本、以下のようである。

- ② 妊音任、平聲、孕也、
- ③ 妊音任、平身、孕也、
- ④ 妊音任、平声、孕也、
- ⑤ 妊音任、平聲、孕也、
- ⑥ 妊音任、平、身孕也、

とある。傍線部分に異同が認められる。③の「平身」は誤りであるが、⑥は、句点で工夫し、「平、身孕也」とする。しかし、苦しい処置である。

(2) 『後漢書』皇后紀第十下に、「順烈梁皇后は、…大將軍商の女なり。后、生まれて光景の祥有り。少くして女工を善くし、史書を好む。九歳にして、能く論語を誦し韓詩を治め、大義、略ぼ擧ぐす。常に列女圖畫を以て左右に置き、以て自ら監戒す。父の商、深く之れを異とす。…永建三年、姑と與に選ばれて掖庭に入る。時に年十三。相工の茅通、后を見て、驚きて再拜して賀して曰わく、此れ所謂る日角・偃月なり。相の極めて貴きこと、臣の未だ嘗て見ざる所なりと。太史、トいて、兆に壽房を得たり。又た、筮して坤の比に之くを得たり。遂に以て貴人と爲す。常に特り引御を被る。從容として帝に辭して曰わく、夫れ、陽は、博く施すを以て徳と爲し、陰は、専らにせざるを以て義と爲す。蠡斯なれば則ち百たざる。福の由りて興くる所なり。願わくは陛下、雲雨の均澤なるを思

い、貫魚の次序あるを識り、小妾をして罪謗の累より免ることを得使めよと。是れに由りて、帝、敬を加えたり。…陽嘉元年春、…乃ち壽安殿に於いて貴人を立てて皇后と爲す。」とある。

袁宏『後漢紀』順皇帝紀上第十八、「陽嘉元年」から、『後漢書』に対応する部分を掲げてみる。すなわち、「春、正月乙丑、皇后梁氏を立つ。…后、梁商の女なり。…后、生まれて光景の祥有り。長ずるに及びて、史書を好み、韓詩を治む。大義、略ぼ擧ぐす。列女圖畫を以て常に左右に在り。宗族の中外、咸な焉れを敬異す。…選ばれて掖庭に入る。相工の茅通、之れを見て、驚きて曰わく、此れ所謂る日角・偃月なり。相の極めて貴きこと、臣未だ嘗て見ずと。是れに於いて以て貴人と爲す。貴人、寵有り。從容として上に言いて曰わく、陽は、博く施すを以て徳と爲し、陰は、専らにせざるを以て義と爲す。蓋し蠡斯の福あれば、則ち百祥の興るなり。願わくは陛下、天行の普ねくして、貫魚の次序あるに均しくし、小妾をして罪謗の累より免ることを得使めよと。是れに於いて、上、愈々之れを嘉し、親寵すること益々固し。」とある。

司馬彪『續漢書』〔御覽〕卷一三七引には、「梁皇后、大將軍商の女なり。后、光景の祥有り。長ずるに及びて、聰叡、…尤も史書學問の事を好み、九歳にして、能く孝經・論語を誦し遂に韓詩を治め、大義、略ぼ擧ぐす。女傳列圖、常に左右に在り。…選ばれて掖庭に入る。相工の茅通、之れを見て、大いに驚きて曰わく、此れ所謂る日角・偃月なり。相の極めて貴きこと、臣の未だ嘗て見ざる所と。是れに於いて以て貴人と爲す。恩寵、日々に崇し。乃ち上に白して曰わく、陽は、博く施すを以て徳と爲し、陰は、専らにせざるを以て義と爲す。蓋し詩人、蠡斯の福あれば、則ち百斯の男の

祚、由りて興る所なり。願わくは陛下、天行の普ねく逮ばんことを
 思い、貫魚の次序あるに均しくし、小妾をして罪謗の累より免るる
 ことを得使めよと。是れに於いて、上、愈々之れを善とし、益々親
 顧したり。陽嘉元年、立てて皇后と爲す。」とある。まとめは、袁
 宏『後漢紀』に似る。

『東觀漢記』の「順烈梁皇后」（『御覽』卷七二七引）には、「孝順
 梁皇后、永建三年春三月丙午、選ばれて掖庭に入る。相工の茅通、
 之れを見て、瞿然として驚駭して、却きて再拜して賀して曰わく、
 此れ所謂る日角・偃月なり。相の極めて貴きこと、臣の未だ嘗て見
 ざる所と。太史、之れを卜いて、兆に壽房を得たり。又た、之れを
 筮して坤の比に之くを得たり。」とある。

以上、諸書の関連資料を見渡したが、藍鼎元が参考資料としたの
 は、『後漢書』であるように思われる。

なお、歴代の列女伝記に、「明德馬皇后」は掲載することが多い
 が、この「梁皇后」をわざわざ取り上げるものは多くない。

〔8〕「安貧之徳」

【第四十六章】「安貧之徳」に関連する立言

「原文」張負嫁孫女與陳平、誠之曰、無以貧故、事人不謹、事兄伯
 如父、事嫂姑如母、

右第四十六章、

張負、孫女を嫁して陳平に與うるに、之れを誡めて曰わく、貧の
 故を以て、人に事うるに謹ならずということ無かれ。兄伯に事うる
 に父の如くし、嫂姑に事うるに母の如くせよと（1）。 右、第四
 十六章。

○資料研究

（1）『史記』陳丞相世家第二六に、「陳丞相平なる者は、……少
 き時、家貧し。讀書を好む。田三十畝有り。獨にして兄の伯と與
 に居る。……其の嫂、平の家の生産を視ざるを嫉みて曰わく、亦た
 糠粃を食らうべきのみ。叔有りて此くの如くんば、有る無きに如か
 ずと。伯、之れを聞きて、其の婦を逐いて、而して之れを棄つ。平、
 長ずるに及びて、妻を娶る可きも、富人、肯えて與える者莫し。貧
 者、平も亦た之れを恥づ。之れを久しうして、戸牖の富人に張負
 有り。張負の女孫、五たび嫁して、而して夫輒ち死す。人、敢えて
 娶るもの莫し。平、之れを得んと欲す。……張負、歸りて、其の子
 仲に謂いて曰わく、吾、女孫を以て陳平に予えんとすと。張仲曰わ
 く、平、貧にして事を事とせず。一縣中、盡く其の爲す所を笑う。
 獨り奈何ぞ女を予えんと。負曰わく、人、固より好美有ること陳平
 の如くして、而して長く貧賤なる者あらんやと。卒に女を與う。
 平の貧なるが爲め、乃ち貨幣を假して以て聘せしめ、酒肉の資を予
 えて以て婦を内らしむ。負、其の孫を誡めて曰わく、貧の故を以
 て、人に事うるに謹ならずということ母かれ。兄伯に事うるに父に
 事うるが如くし、嫂に事うるに母の如くせよと。平、既に張氏の女
 を娶りて、其のまわりのもの用、益々饒かに、遊道、日々に廣し。」とある。
 『漢書』張陳王周傳第十にも、『史記』とほぼ同様の記載が見える。
 『女學』の記載に対応する部分は、「負、其の孫を戒めて曰く、貧
 の故を以て、人に事うるに謹ならずということ母かれ。兄伯に事う
 るに迺の父に事うるが如くし、嫂に事うるに迺の母に事うるが如
 くせよと。」とある。『女學』はいずれの書とも同一ではない。た

だ、どちらかといえば、『史記』のそれに近い。ただし、独自にまとめたのであろう。

◎「安貧之徳」について藍鼎元の論

「原文」貧者士之常、室人交謫、古今所同嘆也、小人貧斯約、約斯盜、君子固窮、所以不同於俗耳、婦人從夫、貧富惟天所命、處貧而不能安、將有無所不至者矣、子貢曰、貧而無諂、孔子曰、未若貧而樂、又曰、貧與賤是人之所惡也、不以其道得之、不去也、凡爲女子、宜三復焉、述安貧之徳、自此以下凡七章、「樂音洛、惡去聲、三去聲、」貧なる者は、士の常なる（1）に、室人、交々謫めるは、古今、同じく嘆きとする所なり（2）。小人、貧すれば斯に約し、約なれば斯に盜す（3）。君子、固より窮す（4）。俗に同じからざる所以なるのみ。婦人、夫に從いて、貧富は、惟だ天の命する所のままにす（5）。貧に處りて而して安んずる能わざれば、將に至らざる所の者無きこと有らんとするなり（6）。子貢曰わく、貧にして而して諂うこと無しと。孔子曰わく、未だ貧にして而して樂しむに若かずと（7）。又た曰わく、貧と賤與は、是れ人の惡む所なり。其の道を以てして之れを得しならざれば、去らざるなり（8）。凡そ女子爲るもの、宜しく三復すべきなり（9）。安貧（10）の徳を述ぶること、此れ自り以下、凡そ七章。「樂は、音洛。惡は、去聲。三は、去聲。」

○資料研究

（1）『列子』天瑞篇に、榮啓期が孔子に語ったことばに、「貧なる者は、士の常なり。死は人の終わりなり。」という。

（2）『詩經』邶風の「北門」に、禄薄く貧窮に苦しむ士の心を詠つて、「北門自り出でて、憂心殷殷たり。終に、寡にして且つ貧しくして、我が艱を知るもの莫し。已んぬるかな、天實に之れを爲せるに、之れを何とか謂わんや。王事、我に適き、政事、一に我に埤益す。我、外自り入るに、室人、交々偏ねく我を謫む。已んぬるかな、天實に之れを爲せるに、之れを何とか謂わんや。」とある。「戰國策」秦策の蘇秦の言に、「貧窮なれば則ち父母も子とせず」という。室人が貧乏を責めたというのとはやや異なるが、夫が、妻の金錢欲を嫌悪したものとして、『世說新語』規箴篇に、王衍が、妻の欲深いのを嫌がつて錢という言葉を口にしなかつたという話がある。すなわち、「婦、之れを試さんと欲し、婢をして錢を以て牀に遷らし、行くことを得ざら令む。夷甫、晨に起きて、錢の、行くを聞せるを見て、婢を呼びて曰く、阿堵物を擧却せよ」とある。

（3）『禮記』坊記篇に、「子云う、小人、貧すれば斯に約し、富めば斯に驕る。約なれば斯に盜み、驕れば斯に亂る。」

（4）『論語』衛靈公篇に、「陳に在りて糧を絶つ。從者病みて能く與つもの莫し。子路、愠りて見えて曰わく、君子も亦た窮するのと有るか。子曰わく、君子、固より窮す。小人、窮すれば斯に濫る。」とある。

なお、本文「固」を、③嘉慶乙丑年刊本は、「因」に作っている。

（5）婦人に貧に安んずる心構えを教示するものとして、宋の劉清之『戒子通録』を見ておく。卷八に、劉氏の先妣である趙夫人が手書して父兄に授けたといわれる「李氏戒女書」に、「貧なる者は、其の貧に安んじ、富めば則ち其の富めるを戒むるなり。貧にして自

ら安んぜざる者は、貧を恥じて而して廣く求む。求めて既に得ざれば、怨み茲に由りて生ず。室家、相い輕ろんじ、恩易く情薄し。富みて而して戒めざれば、則ち夸勝の心生ず。凌慢の容、既に彰むるれば、和柔の色、安くにか在らん。和柔の色を棄てて嬌小の容を作す。是れ輕薄の婦人なり。」という。

ところで、貧富を天命とする見方は、儒家古来のものである。『論語』顔淵篇に、「死生に、命有り、富貴は、天に在り。」といい、また、「述而」篇に、「富にして求む可くんば、執鞭の士と雖も、吾も亦た之れを爲さん。如し求む可からずんば、吾の好む所に従わん。」とある。『孟子』盡心下篇に、「口の味に於ける、目の色に於ける、耳の聲に於ける、鼻の臭いに於ける、四肢の安佚に於けるは、性なり。命有り、君子は性とは謂わざるなり。」とある。『墨子』非儒下篇に、宿命説に依存する儒教の徒の姿勢を批判・指摘して、「曰わく、壽夭・貧富、安危治亂は、固より天命有り。窮達・賞罰・幸否には、極有り。人の知力もてしては、爲す能わざるなりと。」という。

(6) 『孟子』萬章下篇に、出仕の理念について、「仕うるは、貧の爲めにするに非ざるなり。而して時として貧の爲めにす。……貧の爲めにする者は、尊を辭して卑きに居り、富を辭して貧に居るべし。」という。

(7) 『論語』學而篇に、「子貢曰わく、貧にして而して諂うこと無く、富みて而して驕ること無きは、何如と。子曰わく、可なり。未だ貧にして而して樂しみ、富みて而して禮を好む者に若かずと。」とある。

(8) 『論語』里仁篇に、「富と貴とは、人の欲する所なり。其の

道を以てして之れを得しならざれば、處らざるなり。貧と賤とは、人の惡む所なり。其の道を以てして之れを得しならざれば、去らざるなり。君子、仁を去りて惡にか名を成さん。」とある。朱子の注に、「君子の、富貴を審らかにして而して貧賤に安んずること此くの如きなり。」といい、「君子、仁を去りて云々」について、「若し富貴を貪りて而して貧賤を厭うなれば、則ち是れ自ずから其の仁を離れて、而して君子の實無きなり。」という。『衛靈公』篇には、「君子は、道を憂えて貧を憂えず。」という。

(9) 『三復』について、『論語』先進篇に、「南容、白圭を三復す云々」と。「白圭」は、『詩經』大雅、抑篇に、「白圭の玷あるは、尚お磨く可きなり。斯言の玷あるは、爲む可からざるなり。」とある。

(10) 「安貧」について、『後漢書』列傳第六十下蔡邕傳に引く「釋誨」に、「貧に安んじ賤を樂しみて、世と與に營むこと無し。」という。なお、『抱朴子』外篇に「安貧」篇がある。

儒教家族制は、個の独立や個の権利の主張を許容しない。そして、構成員における家や祖靈への滅私奉公の精神を必須とする。

ところで、物質的な富貴を求め、貧を嫌悪する精神は、個の自覚を刺激し、奢侈への期待を膨張せしめて、集団への滅私奉公に疑念を抱き、家族を離脱して個の利を求めて旅立つ意志を促す可能性を秘めているであろう。一方、家族という集団の中で、物質を共有するなら、等しく貧しさを共有する精神を納得して享受する必要がある。

儒教家族制が、安貧を尊び提示する所以の一端はここにもあろう。逆にいえば、この制度の社会は、経済的振興や物質的な富裕の思想

に対しては十分な對抗措置や防備の体系が確立されているとは言いがたいであろう。

【第四十七章】

「原文」楚狂接輿、躬耕而食、楚王遣使迎之、接輿笑而不應、其妻從市來、問其故、接輿具以告、妻曰、妾聞義士非禮不動、不爲貧而易操、不爲賤而改行、妾事先生躬耕以爲食、親織以爲衣、據義而動、樂亦足矣、若受人重祿、乘堅刺肥、將何以待之、接輿曰、吾不許也、妻曰、君使不從、非忠也、從之又違、非義也、不如去之、夫負釜甑、妻戴紵器、變姓名而遠徙、莫知所之、「節、遣使之使去聲、爲貧爲賤之爲俱去聲、行去聲、樂音洛、」

楚人老萊子、耕於蒙山之下、楚王聞其賢、遣使聘焉、其妻負畚挾薪而來、曰、何車跡之衆也、老萊子具言之、妻曰、妾聞、可啖以酒肉者、可隨以鞭扑、可餌以官祿者、可繼以斧鉞、妾不能爲人所制、因共逃去、至於江南而止、曰、鳥獸之毛可續而衣、其遺粒足食也、仲尼聞其論、爲蹙然改容焉、「節、使去聲、畚音本、啖徒覽切、」

楚王遣使持金百鎰、聘陳定爲相、定謂妻曰、今日爲相、明日結駟連騎、食方丈于前、妻曰、結駟連騎、所安不過容膝、食方丈于前、所甘不過一肉、今以容膝之安、一肉之味、而懷楚國之憂、亂世多害、恐先生不能保命也、於是夫妻逃去、爲人灌園、「使去聲、相俱去聲、」論曰、此皆安貧自樂、避富貴而恐澆者也、高士之妻、加于人一等矣、「樂音洛」

右第四十七章、

楚の狂接輿、躬耕して而して食す。楚王、使を遣わして之れを迎えんとす。接輿、笑いて而して應えず。其の妻、市従り來

たりて、其の故を問う。接輿、具さに以て告ぐ、妻曰わく、妾聞く、義士は、禮に非ずんば動かさず。貧しきが爲めにして而して操を易えず。賤しきが爲めにして而して行ないを改めずと。妾、先生に事えて躬耕して以て食を爲し、親織して以て衣を爲す。義に據りて而して動けば、樂しみも亦た足らん。若し、人の重祿を受け、堅に乗りて肥を刺るなれば、將た何を以てか之れに待せん。接輿曰わく、吾、許さざるなりと。妻曰わく、君の使するに從わざるは、忠に非ざるなり。之れに従えば、又た違ひて、義に非ざるなり。之れを去るに如かずと。夫、釜甑を負い、妻、紵器を戴きて、姓名を變じて而して遠く徙る。之く所を知るもの莫し（一）。「節なり。遣使之使は、去聲。爲貧・爲賤の爲は、俱に去聲。行は、去聲。樂は、音洛。」

楚人の老萊子、蒙山の下に耕す。楚王、其の賢なるを聞き、使を遣わして焉れを聘せんとす。其の妻、畚を負い薪を挾みて而して來たりて、曰わく、何ぞ車跡の衆きやと。老萊子、具さに之れを言う、妻曰わく、妾聞く、啖らわすに酒肉を以てす可き者は、隨わしむるに鞭扑を以てす可し。餌するに官祿を以てす可き者は、繼ぐに斧鉞を以てす可しと。妾、人の制する所と爲る能わずと。因りて共に逃げ去りて、江南に至りて而して止まる。曰わく、鳥獸の毛も續して而して衣とす可く、其の遺粒も食とするに足るならんと。仲尼、其の論を聞きて、爲めに蹙然として容を改めたり（二）。「節なり。使は、去聲。畚は、音本。啖は、徒覽の切。」

楚王、使を遣わして金百鎰を持して、陳定を聘して相と爲さんとす。定、妻に謂いて曰わく、今日、相と爲らば、明日、駟を結び騎を連ねて、食、前に方丈ならん、妻曰わく、駟を結び騎を

連ぬるも、安んずる所は膝を容るるに過ぎず。食、前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず、今、膝を容るるの安き、一肉の味わいを以てして、而して楚國の憂いを懐く。亂世、害多し。先生の命を保んずる能わざるを恐るるなり。是れに於いて、夫妻、逃げ去りて、人の爲めに灌園をす(3)。「使は、去聲。相は、俱に去聲。」論じて曰わく、此れ皆な貧に安じて自ら樂しみ、富貴を避けて、而して洗なるを恐る者なり。高士の妻、人に加うる事一等なり(4)。「樂は、音洛。」

右、第四十七章、

○資料研究

(1) 劉向『列女傳』賢明篇に、「楚の狂接輿の妻なり。接輿、躬耕やして以て食を爲す。楚王、使者をして金百鎰を持して、車二輛にして、往きて之れを聘迎せ使む。曰わく、王、願わくは先生に淮南を治めんことを請わんと。接輿、笑いて而して應えず。使者、遂に輿に語ることを得ずして而して去る。妻、市従り來たりて、曰わく、先生、以にして而して義を爲す。豈に將に老いんとして而して之れを遺るるや。門外の車跡、何ぞ其れ深きやと。接輿曰わく、王、吾の不肖なるを知らざるなり。我をして淮南を治め使めんと欲し、使者をして金を持し馳もて來聘せ遣むと。其の妻曰わく、之れを許すこと無きを得るやと。接輿曰わく、夫れ富貴なる者は、人の欲する所なり。子、何ぞ我の之れを許すを惡むやと。妻曰わく、義士は、禮に非ずんば動かず。貧なるが爲めにして而して操を易えず。賤なるが爲めにして而して行ないを改めず。妾、先生に事えて、躬耕して以て食を爲し、親續して以て衣を爲す。食飽き衣暖かに、義に

據りて而して動かば、其の楽しみも亦た自ずから足らん。若し、人の重祿を受け、人の堅良に乗り、人の肥鮮を食すなれば、將た何を以てか之れに待せんと。接輿曰わく、吾許さざるなりと。妻曰わく、君、君の使するに従わざるは、忠に非ざるなり。之れに従えば、又た違いて、義に非ざるなり。之れを去るに如かずと。夫、釜甑を負い、妻、紵器を戴きて、姓名を變じて而して遠く徙る。之く所を知るもの莫し。」とある。劉向の基づいたものは、『韓詩外傳』卷二に見える一文と思われるが、藍鼎元は、恐らく、劉向『列女傳』のこの資料を用いて、特に前半部分を省略してまとめたものと思われる。

因みに、『韓詩外傳』には、「楚の狂接輿、躬から耕やして以て食す。其の妻、市に之きて未だ返らず。楚王、使者をして金百鎰を齎らして、門に造ら使む。曰わく、大王、臣をして金百鎰を奉ぜ使む。願わくは先生に淮南を治めんことを請わんと。接輿、笑いて而して應えず。使者、遂に辭することを得ずして而して去る。妻、市従り來たりて、曰わく、先生、少くして而して義を爲す。豈に將に老いんとして而して之れを遺るるや。門外の車軌、何ぞ其れ深きやと。接輿曰わく、今は、王、使者をして金百鎰を齎ら使めて、我をして淮南を治め使めんと欲すと。其の妻曰わく、豈に之れを許さんかと。曰わく、未だしなりと。妻曰わく、君の使するに従わざるは、忠に非ざるなり。之れに従えば、是れ義を遺るるなり。之れを去るに如かずと。夫、釜甑を負い、妻、紵器を戴きて、姓名を變易して、其の之く所を知るもの莫し。」とある。

『高士傳』に「陸通、字は接輿、楚人なり。」として紹介する。すなわち、「義性を好み、躬から耕やして以て食を爲す。楚の昭王

の時、通、楚の政の無常なるを見て、乃ち佯いつはり狂きやうして仕えず。時人、之れを楚狂と謂う。孔子、楚に適く。楚狂の接輿、其の門に遊びて曰わく、鳳よ鳳よ、何如ぞ徳の衰えたる。來世は、待つ可からず。往世は追う可からず。天下、有道なれば、聖人、成すなり。天下、無道なれば、聖人、生くるなり。方今の時、僅かに刑を免れんのみなり。福、羽より輕きに、之れ載するを知る莫し。禍、地より重きに、之れ避くるを知る莫し。已めんかな已めんかな。人に臨むに徳を以てするは。殆いかな殆いかな。地に畫して而して趨りするは。迷まよ陽やう、迷陽、吾が行を傷つくること無し。郤曲きよく、郤曲、吾が足を傷つくること無し。山木、自ら寇するなり。膏非、自ら煎くなり。桂、食らう可し、故に之れを伐る。漆、用う可し、故に之れを割く。人、皆な、有用の用を知れども、而れども無用の用を知らざるなり。孔子、車を下りて之れと與に言わんと欲すれども、趨りて之れを避けて、之れと與に言うことを得ず。楚王、陸通の賢なるを聞く。使者をして金百鎰を持し、車馬二駟にて、往きて通を聘せ遣む。曰わく、王、先生に江南を治めんことを請うと。通、笑いて而して應えず。使者、去る。妻、市従り來たりて、曰わく、先生、少くして而して義を爲す。豈に老いて之れに違ふや。門外の車跡、何ぞ深きや。妾聞く、義士は禮に非ざれば動かさずと。妾、先生に事えて、躬耕して以て自ら食し、親織して以て衣を爲す。食飽き衣暖かに、其の樂しみ自ずから足らん。之れを去るに如かずと。是れに於いて、夫、釜甑を負い、妻、絳器を戴きて、名を變じ姓を易えて、諸名山に遊ぶ。桂楹の實を食し、黄菁子を服して、蜀の嶺眉山に隠す。壽、數百年。俗傳に、以て仙と爲ると云う。」とある。『論語』微子篇・『莊子』人間世篇・劉向『列女傳』賢明篇などの関連資料

を基に、これらを、独自に削除・連結して、まとめたものと思われる。ただし、藍鼎元がこの資料に特に注目した形跡は見あたらない。なお、劉向『列女傳』楚接輿妻を巡る諸問題については、拙著『劉向「列女傳」の研究』(一九八九、東海大学出版会)を参照されたい。(2) これも、基本的には、劉向『列女傳』賢明篇の「楚老萊妻」を資料としているであろう。すなわち、「楚の老萊子の妻なり。萊子、世を逃れて、蒙山の陽に耕す。葭あし・牆かべ・蓬室ほうしつにすみ、木牀もくねど・著めづ席せきでくらし、緇とろを衣し菽あひを食し、山を墾あかして種を播く。人、之れを楚王に言うもの或りて曰わく、老萊、賢士なりと。王、聘するに璧帛を以てせんと欲するも、來ざらんことを恐る。楚王、駕して老萊の門に至る。老萊、方に畚もこを織る。王曰わく、寡人、愚陋にして、獨り宗廟を守る。先生の幸にも之れに臨まれんことを願うと。老萊子曰わく、僕は、山野の人にして、政を守るに足らず。王、復た曰わく、守國の孤、先生の志を變せんことを願うと。老萊子曰わく、諾と。王去る。其の妻、畚かじり・萊あかを戴き薪樵たきぎを挾みて而して來たりて、曰わく、何ぞ車迹の衆なるやと。老萊子曰わく、楚王、吾をして國の政を守ら使めんと欲するなりと。妻曰わく、之れを許せしかと。曰わく、然りと。妻曰わく、妾、之れを聞く、食らわしむるに酒肉を以てす可き者は、隨わしむるに鞭捶むちを以てす可し。授くるに官祿を以てす可き者は、隨わしむるに鉄鉞てつぎを以てす可しと。今、先生、人の酒肉を食らい、人の官祿を授かるは、人の制する所と爲るなり。能く患より免れんや。妾、人の制する所と爲る能わずと。其の畚萊を投じて而して去る。老萊子曰わく、子還れ。吾、子の爲めに更に慮らんと。遂に行きて顧みず。江南に至りて而して止まる。曰く、鳥獸の解毛も、續して而して之れを衣とす可く、

其の遺粒に据りて以て食とするに足るならんと。老萊子、乃ち其の妻に隨いて而して之れに居る。民の、從いて而して家する者、一年にして落を成し、三年にして聚を成す。」とある。ただし、藍鼎元は、老萊子への人物評価を掲げ、珍しく仲尼のことを付け加える。これは、劉向『列女傳』には見えぬところである。

『高士傳』に見える「老萊子」には、仲尼に関するこの一節が見える。藍鼎元は、『高士傳』の資料にも目を通したものと思われる。その他、老萊子紹介の伝記内容にも一致するところは多いが、必ずしも同一ではない。この点では、劉向『列女傳』の資料も参考資料とされたこと想像に難くない。『高士傳』には、次のように見える。

老萊子なる者は楚人なり。當時、世亂る。世を逃れて、蒙山の陽に耕す。芟いぐさあし、藪くさよもぎもて室を爲し、枝木もて牀を爲し、著よもぎ、艾もて席を爲す。水を飲み菽を食し、山を墾して種を播く。人、楚王に言うもの或り。王、是れに於いて、駕して萊子の門に至る。萊子、方に畚を織る。王曰わく、守國の政、孤、願わくは先生を煩わさんと。老萊子曰わく、諾と。王去る。其の妻、樵より還る。曰わく、之れを許せしかと。老萊曰わく、然りと。妻曰わく、妾、之れを聞く、食らわしむるに酒肉を以てす可き者は、隨わしむるに鞭捶を以てす可し。擬はかるに官祿を以てす可き者は、隨わしむるに鉄鉞を以てす可しと。妾、人の制する所の者と爲る能わずと。妻、其の畚を投じて而して去る。老萊子も、亦た其の妻に隨う。江南に至りて而して止まる。曰わく、鳥獸の毛も、績して而して衣す可く、其の遺粒も食するに足るならんと。仲尼、嘗て其の論を聞きて、而して蹙然として容を改めたり。著書十五編。道家の用を言う。人、其の終わる所を知らざるなり。

とある。藍鼎元は、恐らく両資料を参照したであろうが、全体を己の観点で簡潔な私たちにもまとめ直している。なお、「老萊子妻」伝の諸問題については、注(1)指摘の拙著を参照されたい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」畚所以盛種、

食酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊婦之言、必笑爲迂也、

蹙音促、改容變色也、

畚、種を盛る所以なり。

酒肉を食りて而して鞭むちのけんりやく、扑を計らざる者多きなり。官祿を戀こいといて而して斧きまかりのきよよ、鉞を慮らざる者衆きなり。吾知る、其の萊婦の言を讀みては、必ず笑いて迂ありえないなりと爲すを。

蹙は、音促。改容は、色を變ずるなり。

とある。「酒肉を食りて云々」は、「老萊子妻」伝の示唆するところが決して非現実的でないことを改めて訓戒のかたちで述べる。隱逸となることよりも、己の安易な食欲のために冷静な現実判断に麻痺することの問題点を指摘するものであろう。各本、以下のように刻する。

②畚所以盛種、

食酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊

婦之言、必笑爲迂也、

蹙音促、改容變色也、

③畚所以盛種、

貪酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊婦之言、必笑爲迂也、
 蹙音促、改容變色也、

④ 眷所以盛種、
 貪酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊婦之言、必笑爲迂也、
 蹙音促、改容變色也、

⑤ 眷所以擗種、
 貪酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊婦之言、必笑爲迂也、
 蹙音促、改容變色也、

⑥ 眷所以盛種、
 貪酒肉而不計鞭扑者多矣、戀官祿而不慮斧鉞者衆矣、吾知其讀萊婦之言、必笑爲迂也、
 蹙音促、改容變色也、

（3）これも、劉向『列女傳』賢明篇の「楚於陵妻」を参考にしてまとめたであろう。ただし、楚の於陵子終は、「陳仲子」として『高士傳』にも録する。また、「於陵子終」として、司馬光『家範』や、呂坤『閨範』にも録する。先ず、劉向『列女傳』には、「楚の於陵子終の妻なり。楚王、於陵子終の賢なるを聞きて、以て相と爲さんと欲す。使者をして金百鎰を持って、往きて之れを聘迎せ使む。於陵子終曰わく、僕に箕帚の妾有り。請う入りて與に之れを計らんと。即ち入る。其の妻に謂いて曰わく、楚王、吾を以て相と

爲さんと欲し、使者をして金を持して來たら遣む。今日、相と爲らば、明日、駟を結び騎を連ね、食は前に方丈なり。可とするかと。妻曰わく、夫子、屨を織りて以て食を爲すは、物に與いて治無きに非ざるなり。琴を左にし書を右にして、樂しみも亦た其の中に在るなり。夫れ駟を結び騎を連ぬるも、安しとする所は膝を容るるに過ぎず。食は前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず。今、膝を容るるの安き、一肉の味のみを以てして、而して楚國の憂を懷にす、其れ可ならんか。亂世、害多し。妾、先生の命を保んぜざるを恐るるなりと。是れに於いて、子終、出でて、使者に謝して許さざるなり。遂に相に逃げて、而して人の爲めに灌園をす。」とある。劉向が基づいた資料は、『韓詩外傳』卷九の「北郭先生」についての伝記であろう。因みに掲げる。

楚の莊王、使をして金百斤を齎らして、北郭先生を聘せ使む。先生曰わく、臣に箕帚の使有り。願わくは入りて之れを計らんと。即ち婦人に謂いて曰わく、楚、我を以て相と爲さんと欲す。今日、相たらば、即ち駟を結び騎を列ね、食は前に方丈なり。如何と。婦人曰わく、夫子、屨を織るを以て食を爲す。粥を食らい免履にして、怵惕の憂い無き者は何ぞや。物に與いて治無ければなり。今、如し駟を結び騎を列ぬるも、安しとする所は膝を容るるに過ぎず。食は前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず。膝を容るるの安き、一肉の味のみを以てして、而して楚國の憂に殉ずるは、其れ可ならんか。是れに於いて遂に聘に應ぜず。婦と與に之れを去る。とある。ただし、藍鼎元は、これを直接に参考かつ使用してはいないであろう。次に、『高士傳』には、

陳仲子なる者は、齊人なり。其の兄の戴、齊の卿と爲りて祿萬鐘

を食む。仲子以て不義と爲す。妻子を將いて楚に適きて、於陵に居る。自ら於陵仲子と謂う。窮するも苟求せず。不義の食は食らわず。歳飢に遭いて、糧、乏しきこと三日、乃ち匍匐して、而して井上の李實の蟲する者を食らう。三咽して而して能く視る。身自ら履を織り、妻は擘もて織して以て衣食に易う。楚王、其の賢なるを聞きて、以て相と爲さんと欲す。使をして金百鎰を持して、於陵に至りて仲子を聘せ遣む。仲子、入りて妻に謂いて曰わく、楚王、吾を以て相と爲さんと欲す。今日、相と爲らば、明日、駟を結び騎を連れ、食は前に方丈なり。意に可とするかと。妻曰わく、夫子、琴を左にし書を右にして、樂しみ其の中に在るなり。駟を結び騎を連ぬるも、安しとする所は膝を容るるに過ぎず。食は前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず。今、膝を容るるの安き、一肉の味のみを以てして、而して楚國の憂を懷にす。亂世、害多し。妾、先生の命を保んぜざるを恐るるなりと。是れに於いて、子終、出でて、使者に謝す。遂に相に與に逃げ去りて、人の爲めに灌園をす。とある。『高士傳』は、劉向『列女傳』や『孟子』滕文公下篇に見える陳仲子に関する説話資料を参照してまとめたものであるが、藍鼎元は、劉向『列女傳』やこの『高士傳』の資料をもとに全体を簡潔なかたちにまとめたものと思われる。

藍鼎元は、ここに、「陳仲子」を、「陳定」として記載するが、その基ざるところまたは理由を、今、明らかにし難い。ところで、やや無理な想像であるが、「仲」・「子」の二字が、あるいは誤って合成された結果、「定」の一字として刻されたのかも思われる。

於陵子終の伝記は、司馬光『家範』・呂坤『閨範』にも録する。『家範』には、

楚王、於陵子終の賢なるを聞きて、以て相と爲さんと欲す。使者をして金百鎰を持して、往きて之れを聘迎せ使む。於陵子終、入りて其の妻に謂いて曰わく、楚王、我を以て相と爲さんと欲す。今日、相と爲らば、明日、駟を結び騎を連れ、食は前に方丈なり。子、意に可とするかと。妻曰わく、夫子、履を織りて以て食を爲す。業、本より辱なるに而るに憂い無きは何ぞや。物に與いて治無きに非ざればならずや。琴を左にし書を右にして、樂しみ其の中に在るなり。夫れ駟を結び騎を連ぬるも、安しとする所は膝を容るるに過ぎず。食は前に方丈なるも、飽く所は一肉に過ぎず。膝を容るるの安き、一肉の味のみを以てして、而して楚國の憂を懷にす、其れ可ならんか。亂世、害多し。吾、先生の命を保んぜざるを恐るるなりと。是れに於いて、子終、出でて、使者に謝して許さざるなり。遂に相に與に逃げて、而して人の爲めに灌園をす。

とある。これは、恐らく劉向『列女傳』に基づいて、文の削除をしつつ簡潔にまとめ換えたものである。ただし、「意に可とするか」の部分、『高士傳』が示した表現である。なお、「業、本より辱なるに而れども憂い無きは何ぞや」「飽く所は」などの部分は、司馬光独自の表現のように見受けられる。康基淵『女學纂』卷下に、「子終妻」を録し、文は、これに同じである。次に、『閨範』卷二、「夫婦の道」では、

楚王、於陵子終の賢なるを聞きて、以て相と爲さんと欲す。使者をして金百鎰を持して、往きて之れを迎え使む。子終曰わく、僕に箕帚の妻有り。請う與に之れを計らんと。入りて其の妻に謂いて曰わく、楚王、我を以て相と爲さんと欲して、使者をして金を持して來たら遣む。今日、相と爲らば、明日、駟を結び騎を連れ、食は前

に方丈なり。可とするかと。妻曰わく、夫子、屨を織りて以て食を爲す。琴を左にし書を右にして、樂しみも亦た其の中に在るなり。夫れ駟を結び騎を連ぬるも、安しとする所は膝を容るるに過ぎず。食は前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず。今、膝を容るるの安き、一肉の味のみを以てして、而して楚國の憂を懷にす。可ならんか。亂世、害多し。妾、先生、身を以て身外の榮に易えるを恐るるなりと。遂に相に與に逃げて、而して人の爲めに灌園をす。とある。これも基本資料は、劉向『列女傳』であろう。これを簡潔なかたちのまとめたと思われる。独自の部分は、「身を以て身外の榮に易えるを恐るるなり」の部分である。藍鼎元が、特にこれら二資料から影響を受けた形跡は明確でない。ところで、呂坤のこの伝記説話に付する見解は、次のようである。

仕えて不義に非ざるに仕えざるは、節を違ちがくに非ざればなり。乃ち若し貧賤に戚戚たらず、富貴に耽耽たらざるを、之れを婦人に求むるは、蓋し亦た難きならん。余、黔婁・子終の二婦を録して、以て安貧・樂道の訓と爲すと云う。

とある。康基淵『女學纂』には、「義を陳ぶること甚だ高し。見る所甚だ大なり。子終の高隱、其の妻、之れを成せり。」という。呂坤は、婦人を、貧賤を厭い富貴に牽かれやすいところが有ると捉え、この角度から、子終の妻を讃える。これに対し、康基淵は、女性そのものを、男性に高義を自覚・成就せしめる実質的存在として提示し、女性の存在意義を標榜しようとするようである。ただ、「貧賤を厭い富貴に牽かれやすい」女性の傾向性を指摘する呂坤の見解が、この社会の男性の一般的な女性観であると見るなら、次のような見方もできよう。すなわち、本来、男性が哲学的に希求した、名譽や富

貴を超越する精神世界を、逆に女性に示唆されるのがこれらの説話の興味深い点であろう。名譽や富貴からの決別付ける母性の威力への認識が示されているように思えるからである。

なお、於陵妻の伝記説話をめぐる諸資料や諸問題に就いては、前注拙著「楚於陵妻」の項を参照されたい。

(4) 藍鼎元の三伝記に紹介された女性へのまとめの小論である。「安貧」の観点で捉えるのは、呂坤『閩範』の女性認識とも近似する。